

所得税及び復興特別所得税・住民税(特別区民税・都民税)の申告のときにご確認ください

平成25年中にお支払いいただいた「社会保険料の額」の確認方法

「国民健康保険料」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」は、お支払いいただいた全額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象です。

お支払いいただいた額は、次の方法で確認いただけます。

●年金からの引き落とし(天引き)で支払った方

日本年金機構等から1月にお送りした「公的年金等の源泉徴収票」に、25年中にお支払いいただいた社会保険料の金額が記載されています。

この金額は、25年中に年金から引き落とされた国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の合計額です。

●納付書で支払った方

納付書(領収証書)をご確認ください。

●口座振替で支払った方

預(貯)金通帳や、区から12

国民年金保険料の控除の申告には社会保険料控除証明書が必要です

国民年金保険料は、お支払いいただいた全額が確定申告・年末調整の社会保険料控除の対象です。控除を受けるには、支払った国民年金保険料の金額を証明する書類の添付が必要です。

25年中に納付した保険料のうち、9月30日までの納付を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に日本年金機構からお送りしました。確定申告の際は、この証明書と10月1日以降にお支払いいた

いた国民年金保険料の領収証書を添付してください。
25年10月1日～12月31日に初めて保険料を支払った方には、1月31日(金)に「控除証明書」を発送します。
【問合せ】日本年金機構控除証明書専用ダイヤル ☎0570(070)117(月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)。月曜日は午後7時～)・第2土曜日午前9時30分～午後4時(へ)。050と070から始まる電話からは ☎03(6700)1130(へ)。

高齢者のおむつ代を医療費控除で確定申告する方

介護保険の要介護認定を受けている方のおむつ代を、医療費控除の対象として確定申告する場合、最初に申告する年はおむつ代の領収書に添付する医師発行の「おむつ使用証明書」が必要で、2年目からは、区が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

下記の4つの要件すべてに該当する方には、内容確認書を発行します。発行には申請する方の本人確認が

できる書類が必要です。事前にお問い合わせください。おむつ代を医療費控除の対象とする確定申告が2年目以降(平成24年分の確定申告でおむつ代を医療費控除として申告した方)、25年中に購入したおむつ代を医療費控除として確定申告する、24年または25年中に記載された主治医意見書で、「寝たきりの状態」で尿失禁をする可能性がある(ことが確認できる)

【問合せ】介護保険課認定第一係(本庁舎2階) ☎(5273)3643(へ)。

寝たきりの高齢者等に障害者控除が適用されます

65歳以上で寝たきりの方や、認知症で日常生活に支障のある方は、「障害者手帳の交付を受けた方」に準ずるものとして認定が受けられます(認定には基準があります)。

納税者本人または被扶養者が認定を受けると、所得税・住民税の障害者控除が適用されます。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者相談係(本庁舎2階) ☎(5273)4593(へ)。

20歳前の傷病により障害基礎年金を受給している方

所得がなくても住民税の申告が必要です

20歳前の傷病による障害基礎年金は、受給権者本人の前年の所得により、その年の8月～翌年7月の年金受給の可否が決まります。

確定申告や年末調整をしない方は、所得がなくても住民税(特別区民税・都民税)の申告が毎年必要です。

申告がない場合は、年金の支給が停止されます。

●扶養親族がいない場合の所得限度額(年額)

▼前年の所得が36万4千円を超える方：半額支給停止
▼前年の所得が42万1千円を超える方：全額支給停止
【問合せ】障害基礎年金：医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338、住民税の申告：税務課税第一係 第二係(本庁舎6階) ☎(5273)4107・4108(へ)。

4月からの利用者募集 高田馬場創業支援センター

区内での創業を考えている方、事業継承・経営改革を目指す方への情報提供、経営相談、オフィススペースの提供等を行っています。

●4月からの利用者募集
【募集人数】シェアードオフィス等の利用者、12名
【対象】次のすべてに該当する個人と中小企業者(中小企業基本法第2条第1項各号に該当する企業)
▼区内での創業または経営の改革等を予定し、その計画が具体的で実現の可能性がある
▼同センターの利用期間終了後、区内で引き続き事業を行う意思がある
▼住民税・法人事業税を滞納していない

【所在地】高田馬場1-32-10
【電話番号】☎(3205)3031
【開館時間】午前8時30分～午前0時(年末年始は休館)
【主な設備】シェアード(共有)オフィス10席、個室オフィス2室、会議室兼商談室、交流スペースほか。インターネットが利用できる机や専用ロッカー等もあります。

【対象】区内の事業主、人事担当者等、15名
【内容】雇用の助成金を上手に活用するポイント(小野里実・社会保険労務士)
【会場・申込み】電話かファックス・電子メール(2面記載例のとおり記入)で、2月12日(水)までに高田馬場創業支援センター(高田馬場1-32-10) ☎(3205)3031・☎(3205)1007・@shinjuku-center.jp(へ) 先着順。

【日時】2月14日(金)午後1時30分～3時30分
【対象】区内在住・在勤・在学の方、70名
【内容】太陽光などの再生可能エネルギーを地域に導入する方法等、福島第一原子力発電所事故から考えるエネルギー政策を解説(倉阪秀史・千葉大学法経学部教授)
【主催】新宿区消費者団体連絡会
【会場・申込み】当日直接、新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2)へ。先着順。
【問合せ】新宿消費生活センター(第2分庁舎3階) ☎(5273)3834(へ)。

【日時】2月16日(日)午後1時30分～3時30分
【会場】新宿ここから広場しごと棟(新宿7-3-29)
【対象】引きこもりの状態にある若年非就業者(おむね15歳～39歳)の保護者、40名
【講師】谷口英子(NPO法人相談室ハーモニーカーウンセラー)
【申込み】電話で若年者就労支援室「あんだんて」 ☎(3200)3329(水・日曜日、祝日を除く)午後1時～5時(または区勤労者・仕事支援センター ☎(3200)3311(へ) 先着順。

はがき・ファックスの記載例

講座・催し等の申し込み

※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号
(往復はがきには、返信用にも住所・氏名)



まちの美化推進・ごみ減量およびリサイクル功労者表彰式・記念講演会

【日時】2月13日(木)、講演会：午後1時30分～2時30分、表彰式：2時40分～3時45分
【講演内容】環境漫談「思いは地球規模で、行動は足元から」(林家らつきよ)

【会場・申込み】当日直接、新宿文化センター(新宿6-14-1)へ。先着200名。
【問合せ】新宿清掃事務所事業係 ☎(3950)2962(へ)。

雇用関係助成金活用セミナー

【日時】2月13日(木)午後7時～8時

▼別に定める利用条件を遵守できる※書類・面接で事業計画の具体性、実現の可能性等を審査します。
【利用期間】利用承認日から6か月(6か月を超えない範囲で3回まで更新可。最長2年間)
【使用料金】月額1万円(利用承認後に前払い)
【申込み】電話予約の上、1月27日(月)～2月7日(金)の午前9時～午後5時(土・日曜日を除く)に、産業振興課産業振興係(西新宿6-8-2、BIZ新宿4階) ☎(3344)0701・☎(3344)0221(へ) 詳しくは同係で配布する募集要項をご確認ください。新宿区ホームページでもご案内しています。

講座「生ごみからたい肥作り」

●みどりのカーテンプロジェクト
【日時】2月16日(日)午後1時30分～3時30分
【内容】ダンボールと生ごみを使ったたい肥作りの解説(土橋由枝・区エコライフ推進員)と情報交換会
【会場・申込み】往復はがきに2面記載例のとおり記入し、2月8日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023 西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277(へ) 先着20名。

【日時】2月16日(日)午後1時30分～3時30分
【会場】新宿ここから広場しごと棟(新宿7-3-29)
【対象】引きこもりの状態にある若年非就業者(おむね15歳～39歳)の保護者、40名
【講師】谷口英子(NPO法人相談室ハーモニーカーウンセラー)
【申込み】電話で若年者就労支援室「あんだんて」 ☎(3200)3329(水・日曜日、祝日を除く)午後1時～5時(または区勤労者・仕事支援センター ☎(3200)3311(へ) 先着順。

【日時】2月16日(日)午後1時30分～3時30分
【会場】新宿ここから広場しごと棟(新宿7-3-29)
【対象】引きこもりの状態にある若年非就業者(おむね15歳～39歳)の保護者、40名
【講師】谷口英子(NPO法人相談室ハーモニーカーウンセラー)
【申込み】電話で若年者就労支援室「あんだんて」 ☎(3200)3329(水・日曜日、祝日を除く)午後1時～5時(または区勤労者・仕事支援センター ☎(3200)3311(へ) 先着順。